

京都市告示第626号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年3月25日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 平成27年3月25日 午後4時
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員	備考
京都広河原美山線	左京区静海市原町52番地の45地先から 同区鞍馬本町667番地まで	旧	A メートル 2126.60	メートル 3.65～9.85	A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B 2141.30	5.05～26.00	
		新	B 2134.00	8.00～55.00	
下鴨静原大原線	左京区静市野中町341番地の1地先から 同町390番地の1地先まで	旧	A 209.70	6.10～7.60	A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B 240.20	8.00～32.00	
		新	A 209.70	6.23～16.00	
			B 240.20	11.50～46.70	

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 平成27年3月25日 午後4時
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
二ノ瀬市原線	左京区鞍馬二ノ瀬町229番地の2地先から	旧	メートル 1623.30	メートル 3.65 ~ 9.85
	同区静市市原町52番地の45地先まで	新	1619.50	3.65 ~ 18.80

(建設局土木管理部道路明示課)